

鹿屋商工会議所のご案内

無担保・無保証・低金利の

マル経
融資で
資金調達!

金利負担の軽減に...

利子補給が
ご利用
できます!

実践的なアドバイスで問題解決!

専門家の
派遣が無料で
受けられます!

サポート!!

全方で

鹿屋商工会議所は会社や個人事業主なら誰でも利用いただける経済団体です。多彩な会員サービスをご用意していますので、詳しくは中面をご覧ください!

会員のご加入について

お知り合いの事業主をご紹介ください!

■ 加入資格

事業規模・業種・本支店を問わず、旧鹿屋市内で営業されている商工業者（法人・個人）ならどなたでも加入できます。（旧鹿屋市外の方も特別会員として加入できます）

■ 年会費（原則）

個人事業所 1□ 12,000円 以上
法人事業所 2□ 24,000円 以上

※ご加入初年度の会費は、ご加入月にあわせて、月割の金額を頂戴します。

創業支援 創業・起業に向けてトータルサポートします

創業・起業をお考えの方の「創業に関する資金を借りたい」、「どのような手続きがあるのか」、「事業計画の立て方」など様々な疑問を無料でご相談いただけます。また、創業後も円滑に事業が進むようサポート致します。そして、経験豊富な専門家や金融機関の担当者をお招きし、創業に必要な知識や心構えなどを学ぶことが出来る「創業スクール」を開催しています。

税務相談 記帳や税務をサポートします

帳簿の記帳方法や税務書類の作成手順など、税務に関する様々なことでお困りの方には、年末調整、所得税・消費税の確定申告時に正しい申告・納付ができるよう指導やアドバイスを行っています。また、消費税軽減税率に対応するための「消費税軽減税率対策相談窓口」を設置しております。

記帳代行 日々の記帳処理が困難な小規模事業者をサポートします

当所では、記帳指導の一環として「記帳代行」を行っております。当所よりお渡りする営業日報(売上・仕入・経費)を毎日記入していただき、その日報を毎月ご提出いただきます。それに基づき、当所記帳指導担当職員が、帳簿(総勘定元帳)の作成を行い、事務の合理化を図るとともに記帳自立化の支援を行います。

会報サービス 事業に役立つ情報を提供します

当所では、年6回奇数月に会員サービスの一環として『会報』を発行しております。セミナー・講習会の案内や補助金・助成金制度の案内など会員の皆様に役立つ情報を掲載しています。

会報広告チラシ同封サービス

会員約1,600事業所に向けて発行している会報誌「会議所ニュース」に貴社の広告チラシを同封することが出来ます。

- A4以下サイズ…24,000円(税抜き)
- B4・A3サイズ…36,000円(税抜き)

事業資金を借りたい!

◎マル経融資制度

小規模事業者の健全な発展を応援するために、商工会議所の経営指導を受けている小規模事業者の方が、経営改善に必要な仕入資金や設備資金等を無担保・無保証人・低金利でご利用できる制度です。

【融資内容】 ● 融資限度額 2,000万円(1,500万円以上お借り入れの場合、事業計画書の提出が必要となります。)

● 返済期間 運転資金7年以内 / 設備資金10年以内

【融資条件】 ● 小規模事業者であること(従業員20名以下 但し、宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は5名以下)

● 商工会議所の経営指導を6ヶ月以上受けていること ● 税金を完納していること

● 1年以上当所管内で事業をしていること

【金利】 ● 1.30% (平成28年6月17日現在)

◎鹿児島県中小企業融資制度

県が定めた融資条件(利率・限度額・要件等)のもと、県内中小企業の健全な振興発展を図ることを目的とし、金融機関と保証機関が協力して中小企業者の経営の合理化及び経営の安定強化に必要な資金の融資を行う制度です。

【申込手続】 融資を希望する中小企業者は、融資を取り扱う金融機関を定め、商工会議所までお申し込みください。

【取扱金融機関】 鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫・鹿児島興業信用組合・宮崎銀行・宮崎太陽銀行 ※県内営業店に限ります。

借入金の金利負担を軽減します 鹿屋市中小企業資金利子補給金制度

鹿屋市中小企業利子補給金の対象資金の融資を受けた中小企業者に対し、借入金の利子の一部を補給する制度です。

【対象資金】 ● 鹿児島県中小企業制度資金 ※国の緊急保証制度については利子補給金の対象外となります。

● (株)日本政策金融公庫制度資金(すべての制度資金)

● 商工貯蓄共済制度資金(積立金の範囲の資金は除く)

【利子補給金の額】 借入金額の2.0%に相当する額(限度額:1事業所あたり30万円)

【手続きの期間】 融資実行日から2ヶ月以内

【対象者】 ● 鹿屋市内に住所又は事業所を有する中小企業者(法人の場合は、鹿屋市内に法人登記を有するもの)
● 鹿屋商工会議所・かのや市商工会(申良本所・吾平支所・輝北支所)に加入し、かつ、市税を完納していること

※平成26年度までの従来制度で限度額まで支給された事業所も、平成27年4月1日以降の新たな借入については再度申請が可能となります。

専門家による無料相談を利用したい 各分野の専門家が無料アドバイス！

◎エキスパートバンク専門家派遣事業《小規模事業者の方対象》

さまざまな問題に直面する小規模事業者の皆さんの経営・技術強化を支援する制度です。小規模事業者の皆さんからのご要望に応じて、登録された専門家を直接事業所に派遣し、具体的・実践的なアドバイスによって問題の解決に役立てていただくものです。

【特色】 セミナーや研修会と異なり、専門家があなたの事業所とマンツーマンにて相談に応じます。相談料は無料、秘密厳守。

◎ミラサポ専門家派遣事業《全ての商工業者の方対象》

『ミラサポ』とは中小企業・小規模事業者が抱える経営課題が多様化、高度化している中、相談ニーズにきめ細かく対応するため、中小企業庁が作成した支援ポータルサイトであり、その支援事業の一環として専門家派遣事業があります。

【『ミラサポ』の特徴】

- ・ビジネスの成功をサポートする便利で実用的なツールが無料で使えます。
- ・あなたの経営課題に応える**専門家の派遣が無料で受けられます。(年3回まで)**
- ・補助金の電子申請がミラサポから行うことが可能です。
- ・あなたの関心に合ったオススメのビジネス情報が受けられます。

専門家派遣のご利用には事前に会員及び企業登録が必要となります。

登録はこちらから

<https://www.mirasapo.jp/>

経営革新の承認を受けたい 新しいチャレンジを応援します！

経営革新とは、消費者ニーズの多様化、価格競争の激化、情報化・国際化の進展の中、独自の強みを発揮して、従来にない新しい発想で事業展開にチャレンジすることです。「新しい取り組みにチャレンジしたい」、「新商品開発のアイデアがある」など新たな事業展開にチャレンジされる方に経営革新計画の作成を支援します。

現在の事業に
ひと工夫！
経営革新計画
を立案！

+

計画を鹿児島県に
承認申請！



承認後には
多くの
メリット！

- ・県による公募補助金
- ・融資における金利優遇
- ・税の優遇措置 等

《経営革新計画作成の近道!! 『経営革新塾』》

集団セミナーを通じ、既存事業の見直しや新事業に向けた構想を練り、新たな経営計画の作成について学びます。さらに個別指導では、専門家の先生とマンツーマンで経営革新計画の承認を目指した申請書の作成を行います。

販路開拓支援事業 バイヤーとの直接商談！

大隅地域における商品の販路拡大・販売促進事業として、商談会の開催や鹿児島県内外への商品の販路開拓事業を行っております。本地域の魅力溢れる商品を大消費地にアピールするビジネスマッチングとしてご活用ください。

《情報提供サービス》

ご希望の事業所には随時、販路拡大・販売促進に役立つ『販路拡大ニュース』をFAX・メールにて送付しております。ご希望の方はお気軽にご連絡ください。



経営に役立つ各種セミナー・講習会の実施 経営に役立つ情報を提供します！

▶講習会事業

マナー・接客講座やラッピングセミナーなど実践で役立つものや簿記講座など資格取得に向けた講座も開催しております。

▶消費税軽減税率対策セミナー

今後の消費増税に向け、売上増加のための販売戦略や計画、業務改善など幅広い視点から学ぶことが出来ます。また、税務に関する個別相談も実施しております。

雇用型訓練を活用する企業に対する支援等実施事業（ジョブ・カード事業）

人材確保のお手伝いを致します！

[ジョブ・カード制度とは]

ジョブ・カードを活用した職業訓練を通じ、有能な人材を育成・確保したい企業と正社員の経験が少ない求職者や新規学卒者とのマッチングを促進する国の制度です。職業訓練を実施する企業では、訓練生の適性や能力などを判断したうえで、正社員として継続雇用できます。また、一定の要件を満たす場合は、国からの奨励金を受けられます。今まで多くの地元企業の方々が活用されています。

鹿屋大隅ジョブ・カードサポートセンター（鹿屋商工会議所内）では、訓練実施計画の作成や各種申請手続きなどのお手伝いをしています。

労働保険事務組合 事業主に代わり労働保険事務を代行します！

労働保険の成立、保険料の申告・納付、雇用保険の資格取得・喪失、離職票の発行等を中小企業の事業主に代わって行い、事務負担の軽減を図ります。

委託の
メリット

- 事務組合が一括して事務処理をしますので、事業主の事務処理が軽減されます。
- 労災保険には、本来加入することができない事業主、家族従業員、法人の役員等も事務組合へ委託することにより、特別に加入することができます。
- 労働保険料は、金額の多少にかかわらず3回に分けて納付することができます。
- 事務組合への委託手数料は、概算保険料の5%と割安です。

青年部

青年部は、会員相互の親睦や連携をもとに青年経済人としての人格、教養を身につけるとともに、様々な青年部活動を通じて、それぞれの経営能力の向上と豊かで住みよい“まちづくり”に貢献します。

女性会

女性会は、女性経営者としての人格、教養及び経営能力を高め、企業の活性化を図るとともに、会員相互の啓発・親睦に努めています。また、様々な女性会活動を通じて地域社会の発展に寄与します。

商工会議所とは

商工会議所は、商工会議所法に基づいて設立された特別認可法人で、その地区内の商工業の総合的な発展を図るとともに、社会一般の福祉の増進に資することを目的とする地域総合経済団体です。

鹿屋商工会議所は、昭和22年に創設され、現在約1,600の事業所が会員加入しており、地域商工業の繁栄と豊かな住み良いまちづくりのために、幅広い活動を積極的に行っている、国が認定した**経営革新等支援機関**※です。

※**経営革新等支援機関**とは…中小企業が安心して経営相談等が受けられるために、専門的知識や実務経験が一定のレベル以上の者に対し、国が認定する公的な支援機関です。

商工会議所の主なミッション

- (1) **政策提言**
一歩先んじた政策提言を展開
- (2) **中小企業の活力強化**
中小企業の成長への挑戦を全力で後押し
- (3) **地域経済の活性化**
地域の力を再生させる取り組みを強力に推進

商工会議所の4つの特徴

- (1) **地域性**：地域を基盤としている
- (2) **総合性**：会員はあらゆる業種・業態の商工業者から構成される
- (3) **公共性**：商工会議所法に基づき設立される民間団体で公共性を持っている
- (4) **国際性**：世界各国に商工会議所が組織されている

月 日に
訪問いたしました。

●お問い合わせは…

鹿屋商工会議所

鹿児島県鹿屋市新川町 600 番地
TEL 0994-42-3135・FAX 0994-40-3015
H P <http://kanoya-cci.omega.ne.jp/>
e-mail kanoya-cci@kanoya-cci.or.jp

